

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布について

1 制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴う介護保険法の改正を受け、これまで厚生労働省令で定められていた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について、県条例及び規則を一部改正した。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、指定介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行することとなったため、県条例及び規則に定める必要がなくなり、県条例及び規則を一部改正した。

2 対象事業所

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市が定める条例の対象事業所となります。）

3 主な改正内容

（1）指定居宅介護支援関係

ア 記録の整備等

（ア）指定居宅介護支援等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存すること。

（イ）指定居宅介護支援等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存すること。

イ その他の基準

アに定めるものを除くほか、省令に定めるとおりとする。

ウ 申請者の要件

指定を受けることができる者は、法人とする。

（2）介護予防訪問介護及び介護予防通所介護関係

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る文言の削除

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 11 条及び第 14 条第 2 項の規定の適用がある場合は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を定めた県条例及び規則の規定は、なお効力を有するものとする。

4 趣旨及び内容の詳細

条例第 5 条及び規則（記録の整備）については、記録等の保存年限を延長すること

により、計画の見直し等に過去の記録を活用し、利用者へのサービスの向上を図ること等を趣旨とするものである。

また、費用の請求及び受領に係る記録を5年間保存することにより、報酬請求の適正化を図ることを趣旨とするものである。

なお、当該条例施行日前に完結した記録については、従来どおりとする。（附則2）